

# 防災マニュアル

社会福祉法人 光陽会  
放課後等デイサービス事業所  
メロディ&ウィッシュ



## 防災マニュアル

放課後等デイサービス事業所「メロディ&ウイッシュ」に想定される災害は、周囲の環境から推察すると火災及び地震と考えられる。

風水害に関しては、台風及び大雨等の情報を十分に検討し、危険を及ぼすと考えられる場合は早めにサービスの提供を中止する判断をする。

従ってこのマニュアルは、災害が想定される火災及び地震について策定するものであり、人命の保護を最優先することを基本にします。

### (1) 火災予防

全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

#### ○火気管理に関する事項

- ア 利用者に発火する物を持たせない。
- イ 火気使用器具は、使用前後に点検を行い、安全を確保する。
- ウ 常に整理整頓し、定期的に清掃する。
- エ コンセント差込口は、ほこり等に気をつける。
- オ 喫煙管理に特に注意し、喫煙所の点検を行う。
- カ 吸い殻は、燃えるゴミと一緒にしないよう分別処理をする。
- キ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は禁止とする。
- ク 暖房器具は、エアコン以外は試用しない。

#### ○放火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 建物内外、常に巡視を行う。

#### ○避難管理に関する事項

- ア 廊下、通路には物を置かない。
- イ 避難経路になっている扉の開閉を妨げるような物は直ちに除去する。

### (2) 自衛消防活動

火災その他の災害が発生した場合、災害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

自衛消防隊は、同敷地内にある障害福祉サービス事業所「清水台通所センター」の消防計画に基づき、合同で活動を行う。

#### ○自衛消防隊の組織及び任務分担

- ・自衛消防隊長 → 防火管理者  
総合的に指揮を行う
- ・通報連絡班 → 総務課長（総務課職員）

- 119番通報（消防署） 関係者への連絡
- ・ 消火班 → 職員全員  
消火器等による初期消火を行う
  - ・ 避難誘導班 → 当日勤務の放課後等デイサービス職員  
出火時における避難者の誘導を行う  
逃げ遅れた者の確認を行う

### （3） 震災対策

震災時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

#### ○日常の地震対策

- ア ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。

#### ○地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 各火元責任者は、火災第2次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

#### ○震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

##### ア 情報収集・伝達（通報連絡班）

- ・ テレビ・ラジオ等により情報の収集を行う。
- ・ 混乱防止を図るため、必要な情報は利用者等に知らせる。
- ・ 利用者の保護者に被災状況、安否の確認について連絡する。

##### イ 警戒巡視（消火班）

- ・ 火災発生の際及び被災状況の把握のため、施設内を巡視する。
- ・ 落下、倒壊した物品で避難上障害となる物を取り除く。
- ・ 施設内の被災状況等を防火管理者に報告する。

#### ○避難誘導（避難誘導班）

- ア 災害時における避難場所及び避難経路を定めた地図を作成し、見やすい場所に掲示しておく。
- イ 利用者を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長からの指示があるまで待機させ

る。

イ 利用者の避難誘導を行う場合には、安全に万全を期す。

#### (4) 教育・訓練

防火管理者等は職員の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

1. 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は次により実施する。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割・実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割・実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割・実施事項等）について
- オ その他必要事項について

2. 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、毎年3月、9月に実施する。

3. 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合はあらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により、また、その実施結果については「消防訓練実施結果報告書」により、それぞれ西都市消防署長に報告する。

4. 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にしておく。

#### (5) 緊急事態

○通所施設で震災等が発生した場合は、保護者に利用者の安否を伝える。

○保護者に連絡の上帰宅させる必要があるため、あらかじめ保護者と帰宅方法を協議しておく。

○利用者等に負傷者がでた場合は、直ちに保護者等に連絡の上、症状によっては救急車の要請をする。

○職員等ができる応急処置をする。

○緊急連絡網を整備しておく。

令和 8年 4月 1日

放課後等デイサービス メロディ&ウィッシュ 防災マニュアル